

板橋区都市づくりビジョン計画推進会議設置要綱

平成 30 年 5 月 8 日 区長決定
改正 令和 2 年 4 月 13 日 区長決定
改正 令和 3 年 3 月 26 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項により策定した、板橋区都市づくりビジョン（平成 30 年 3 月 16 日策定。以下「都市づくりビジョン」という。）に基づく都市づくりを推進するに当たり、関係部署が連携し、庁内横断的な取組を効果的、かつ、円滑に進めるために設置する板橋区都市づくりビジョン計画推進会議（以下「計画推進会議」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌)

第 2 条 計画推進会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 都市づくりビジョンの実施評価
- (2) 都市づくりの連絡調整
- (3) 都市づくりビジョンの改定の検討
- (4) 東京都板橋区都市づくり推進条例（令和 2 年板橋区条例第 3 1 号。以下「条例」という。）に係る区民等及び事業者の都市づくりの検討
- (5) 条例第 1 1 条第 2 項に規定する都市づくり推進地区に準ずる地区の指定の検討
- (6) その他計画推進会議が目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 計画推進会議は、別表に定める職員で構成する。

2 会長は、都市整備部長の職にある者を充てるものとし、その職務は次に掲げるとおりとする。

(1) 会長は、計画推進会議を招集するとともに主宰する。

(2) 会長は、必要と認めたときは、関係職員を出席させ、意見を聴くことができる。

3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、会長代行が会長の職務を行う。

4 会長代行は、都市計画課長の職にある者を充てる。

5 計画推進会議の運営に当たり、必要に応じて部会を設置し、その構成は別表に定める職員から会長が指名することができる。

- 6 前項の部会には、実務レベルの調整を行う下部組織としてWG（ワーキンググループ）を設置し、その構成は別表に定める職員が指定する係長級の職にある者を充てる。
- 7 計画推進会議の運営に当たり、実務レベルの調整を行う下部組織として担当者会を設置し、その構成は別表に定める職員が指定する係長級の職にある者を充てる。

（事務局）

第4条 計画推進会議の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、計画推進会議の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

付 則

この要綱は、決定日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別 表)

(会長) 都市整備部長

(会長代行) 都市整備部 都市計画課長

政策経営部 政策企画課長

総務部 総務課長

危機管理部 防災危機管理課長

区民文化部 地域振興課長

産業経済部 産業振興課長

健康生きがい部 長寿社会推進課長

福祉部 生活支援課長

子ども家庭部 子ども政策課長

資源環境部 環境政策課長

まちづくり推進室 まちづくり調整課長

土木部 土木計画・交通安全課長

教育委員会事務局 教育総務課長

関係出席課長

産業経済部 赤塚支所長

健康生きがい部 おとしより保健福祉センター所長

福祉部 障がい政策課長